

おもいやり駐車場には

利用証 が必要です

三重おもいやり駐車場利用証制度は、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設などに「おもいやり駐車区画」を設置し、必要とする方に利用証を交付する制度です。

「おもいやり駐車区画」に駐車するときは、利用証を掲示しましょう。

期限が切れた
利用証は
ご返却ください



幅の広い駐車区画は 一人ひとりの 「おもいやりの心」で ゆずりあいを



車いす使用者など、車の乗降の際に広いスペースを必要とする方が利用しやすいよう、幅が広い駐車区画があります。

この区画に駐車する必要がない方は駐車しないようにしましょう。



幅の広い駐車区画と
おもいやり駐車区画との併用例

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

電話 059-224-3349 (土日・祝日を除く 8:30~17:15)

FAX 059-224-3085 E-mail ud@pref.mie.lg.jp